

年金給付抑制へ一歩 支給額は賃金連動、デフレ下では制約

産経新聞 2016/12/15

年金の給付をいまより抑える新しいルールを盛り込んだ改正国民年金法が14日、成立した。現役世代の賃金下がったときに、高齢者が受け取る年金の額も減るのが特徴だ。将来世代の年金を確保するための改革だが、課題はなお多い。

改正法の柱は2つある。1つは賃金や物価の変動に合わせて年金の支給額を増やしたり減らしたりする「賃金・物価スライド」の見直しだ。

国民年金法改正案の概要(カッコ内は施行日)

マクロ経済スライド強化(18年4月)

物価が上昇した局面で複数年分まとめて給付引き下げ

支給額改定の新ルール導入(21年4月)

賃金の下落率に合わせて年金額を改定

厚生年金の加入対象拡大(17年4月)

労使合意を前提に500人以下の企業の短時間労働者も被保険者に

GPIFのガバナンス改革(主に17年10月)

合議制の経営委員会を設けて意思決定を透明化

出産前後の国民年金保険料の免除(19年4月)

日本年金機構の不要財産返納(公布後3カ月以内)

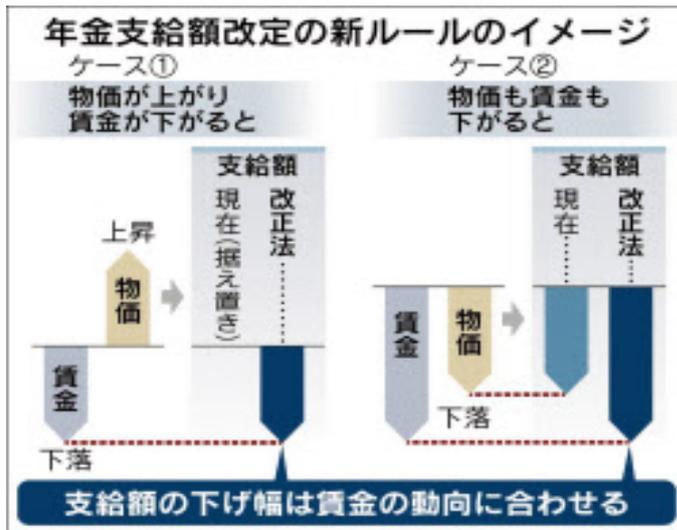
日本の年金は高齢者がもらう分を、その時代の現役で働く世代が賃金から支払う保険料や積立金などで賄う「仕送り方式」を採っている。賃金下がればその分、現役世代の負担は重くなる。

しかし、いまは賃金下がっても物価が上がったときには、年金の額を据え置いている。賃金の下がり方が物価より大きい場合も、物価に合わせて年金額を変えている。

これを2021年4月から、賃金の下落に合わせて支給額を減らす新しい仕組みに切り替える。現役世代が賃金の下落で保険料を負担する能力が落ちた場合、それに応じて高齢者の年金も減らして痛みを分かち合うようにする考えだ。

改正法のもう一つの柱は、年金支給額の伸びを賃金や物価の上昇分より抑える「マクロ経済スライド」の見直しだ。

04年に導入したマクロ経済スライドは少子高齢化で保険料を納める現役世代が減るのに合わせ、物価や賃金が伸びている間は毎年およそ1%ずつ年金額を抑えて制度の持続性を高める仕組みだ。



物価が下落しているデフレ下では適用しないため、過去に発動した例は15年度の1回しかない。

政府は年金制度を長持ちさせるためには、年金額が現役世代の給料に占める割合である所得代替率を50%程度まで落とす必要があるとみている。だが、年金の抑制が進まなかったため、足元の所得代替率は6割を越す。

今回の改正では、物価が下落している局面では年金支給額の抑制を凍結する代わりに、物価が上昇に転じたときには18年度から複数年分まとめて抑制できるようにする。

もっとも、物価が下がり続けている局面では発動できないことには変わりはない。物価の下落に歯止めがかからなければ、発動できなかった抑制分がたまる一方となる事態も考えられる。大和総研の鈴木準主席研究員は「経済情勢に関係なく、毎年給付額を少しずつ抑えられる仕組みが望ましい」と指摘する。

改正法には、来年4月から中小企業のパートタイム労働者などが労使で合意すれば厚生年金に加入できるようになる項目も盛り込まれた。公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のガバナンスも強化する。理事長と外部有識者で構成し、重要事項を決定する経営委員会を設ける。

年金改革法成立

将来分上積み促す 厚生年金の加入拡大

毎日新聞 2016年12月14日

与野党が激しく対立した年金制度改革関連法案が、14日成立した。支給額についての新たなルールにより、2021年度以降は不況で現役世代の手取り収入が減れば、高齢者が受給する年金（基礎年金）も必ず減る。このため同法では、民間企業などで働く人を対象にした厚生年金の加入要件を広げ、将来受け取れる年金の上積みを促している。

同法は、高齢化で支え手の現役世代が減っても将来の年金水準を確保していくのが目的。21年度から物価が上がっても現役世代の手取り賃金が下がれば、賃金の下落幅に合わせて年金額を減らすよう改めるのに加え、18年度からは年金額の伸びを賃金や物価の上昇分よりも毎年1%程度抑える「マクロ経済スライド」の仕組みも強化する。年金支給額が抑えられることで、民進党は「年金カット法案」と批判していた。

一方、来年4月から、従業員500人以下の企業で働くパートなどの短時間労働者が、基礎年金に上乘せする厚生年金に新たに加入できるようになった。労使の合意が要件で、対象は約50万人と見込まれる。

従業員501人以上の企業の短時間労働者については、既に10月から「週20時間以上勤務、賃金8万8000円以上」などの要件を満たせば厚生年金に加入できるよう法改正された。今回はさらに500人以下の企業にも適用を拡大した形だ。

ただし、労使の合意が必要とされたため「労働組合がない中小企業もあり、拡大は簡単にはいかない可能性もある」（厚生労働省関係者）との指摘もある。参院で可決された付帯決議では「社会保険は強制加入が基本原則で、速やかに検討を開始すること」と労使合意の要件緩和を求める文言が盛り込まれたが、見通しは不透明だ。【阿部亮介】

年金制度改革関連法の骨子

- ・賃金や物価の変動に合わせて年金支給額を抑制し、将来の年金水準を確保
- ・厚生年金の対象を従業員500人以下のパート労働者らにも拡大
- ・年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織を見直して合議制に